

東京都後期高齢者医療広域連合告示第71号

令和3年5月18日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 大井 哲爾

東京都後期高齢者医療広域連合長選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合長選挙を実施する。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙名	東京都後期高齢者医療広域連合長選挙
(2) 告示	令和3年5月18日（火）
(3) 選挙期日 及び投票所	令和3年6月11日（金）午前10時から午後2時 東京区政会館（東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号）
(4) 選挙候補者の届出期間	令和3年5月25日（火）午前9時から 令和3年6月1日（火）午後4時まで
(5) 期日前投票	令和3年6月4日（金）午前8時30分から 令和3年6月10日（木）午後5時00分まで
(6) 不在者投票	令和3年6月4日（金）午前8時30分から 令和3年6月11日（金）午後2時00分まで
(7) 開票（選挙会）日時 及び場所	令和3年6月14日（月）午前10時00分から 東京区政会館（東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号）

2 候補者の届出

候補者となろうとする東京都の区域内の特別区、市、町及び村（以下「関係区市町村」という。）の長は、規則第5条の規定に基づき東京都後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書（規則別記第1号様式）により、候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長（以下「選挙長」という。）に届け出ること。

3 選挙の方法

規約第12条第1項及び第2項、並びに規則第7条及び第8条の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務所において選挙長の指定する場所で投票による選挙を行う。ただし、規則第14条第1項の規定により候補者が1人であるとき又は1人となったときは、投票を行わない。この場合、届出期間最終日の翌日に選挙会を開き、当選人を定める。

4 期日前投票

選挙の当日に公務に従事すると見込まれる関係区市町村の長は、上記1（4）の期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間（東京都後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。）、広域連合の事務所において投票を行うこと。

5 不在者投票

- (1) 規則第10条第1項の規定により郵送による投票をしようとする関係区市町村の長は、規則別記第3号様式により、選挙の期日前7日までに、選挙長に対して、直接又は郵便等をもって、現在する場所を申し立て、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること。
- (2) 投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者は、規則第10条第2項の規定により申し立てた場所において投票用紙に自ら記載し、選挙の当日の午後2時までに広域連合の事務所に投票用紙が届くよう、郵送すること。